

証券コード 5572
2026年6月30日
(電子提供措置の開始日2026年6月23日)

株 主 各 位

東京都千代田区大手町一丁目6番1号
株式会社Ridge-i
代表取締役社長 柳 原 尚 史

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記の通り開催致しますのでご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「臨時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://ridge-i.com/ir/meeting/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（リッジアイ）又は証券コード（5572）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、事前にインターネット又は書面により議決権を行使いただくことも可能です。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2026年7月14日（火曜日）午後6時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権の行使】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって上記の行使期限までに賛否をご入力ください。ご不明な点がございましたら、株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行証券代行部 電話0120-173-027までお問合せください。

敬具

記

1. 日時 2026年7月15日(水曜日) 午後3時00分
2. 場所 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
大手町ファーストスクエア イーストタワー2階
大手町ファーストスクエアカンファレンスRoomA
3. 目的事項
決議事項
議案 子会社株式の譲渡契約承認の件

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

会社法改正により、電子提供措置事項について1頁に掲載しております各ウェブサイトにアクセスの上、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項の記載を含む書面をお送り致します。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席されない株主様につきましては、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、書面（郵送）またはインターネットにより事前に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

書面（郵送）またはインターネットにより議決権をご行使される場合



書面（郵送）により
議決権をご行使される場合

**行使
期限** 2026年7月14日（火曜日）
午後6時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。郵送の際は、同封の記載面保護シールをご利用ください。議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。



インターネットにより
議決権をご行使される場合

**行使
期限** 2026年7月14日（火曜日）
午後6時30分入力分まで

次頁の「インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点」をご参照のうえ、行使期限までに賛否をご入力いただき、ご送信ください。

株主総会にご出席される場合



**開催
日時** 2026年7月15日（水曜日）
午後3時（受付開始：午後2時30分）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

**開催
場所** 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
大手町ファーストスクエア イーストタワー2F
大手町ファーストスクエアカンファレンスRoom A

インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点

1. QRコードを読み取る方法

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

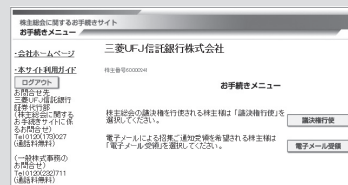
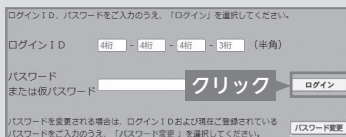
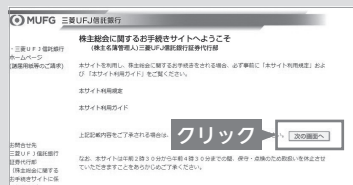
スマートフォンでの議決権行使は、
「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました！



2. ログインID・仮パスワードを入力する方法 <https://evote.tr.mufg.jp/>

「議決権行使ウェブサイト」(上記URL)にアクセスいただくか右にあるQRコードをお読みとりいただき、同封の議決権行使書紙に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインのうえ、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。

(注)「QRコード」は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。QRコードを読み取れるアプリケーション(または機能)の導入が必要です。



以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。

！ ご注意

- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

議決権行使サイトの操作方法に関する お問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部(ヘルプデスク)

☎ 0120-173-027

(通話料無料、受付時間：9：00～21：00)

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 子会社株式の譲渡契約承認の件

当社は、2026年5月18日開催の取締役会において、当社が保有する、当社の連結子会社である株式会社スターミュージック・エンタテインメント（以下「スターミュージック」といいます。）の株式の全部を、SBIホールディングス株式会社（代表取締役会長兼社長：北尾 吉孝）（以下「SBIホールディングス」といいます。）へ譲渡すること（以下「本株式譲渡」といいます。）を決議し、同日付けで、SBIホールディングスとの間で株式譲渡契約（以下「本株式譲渡契約」といいます。）を締結いたしました。

本議案は、会社法第467条第1項第2号の2に従い、本株式譲渡契約のご承認をお願いするものであります。

なお、本件株式譲渡の実行日は、2026年7月16日を予定しております。

(1) 子会社株式の譲渡を行う理由

当社は、2024年6月14日に成長領域への参入とシナジー創出のためスターミュージックの株式570,000株（議決権所有割合にして53.77%）を取得し連結子会社化するとともに、2025年5月30日には140,000株を追加取得し、株式合計710,000株（議決権所有割合にして66.98%）を所有するに至りました。

譲渡先であるSBIホールディングスは、当社株式を22.69%保有しており、当社は同社の関連会社にあたります。SBIグループのメディア・エンタテインメント・マーケティング関連事業を統括するSBIネオメディアホールディングス株式会社を中核会社として、グローバル規模でSBIネオメディア生態系を拡大させており、当該子会社の属する事業領域においても広範な事業基盤及び経営資源を有しております。本株式譲渡により、スターミュージックはSBIグループの一員として、グループ各社とのシナジーの創出、経営資源の効率的活用及び競争力の強化が見込まれます。

また、当社としては、SBIグループからのAI関連プロジェクトの大型受注や既存顧客からの継続依頼もあり想定以上にカスタムAIソリューション事業が伸長しているため、当該事業に経営資源、特にマネジメントやAI人材を集中させることで、資本効率の向上及び持続的な企業価値の向上を図るものであります。

以上の理由により、本株式譲渡を実施することといたしました。

(2) 本株式譲渡契約の内容の概要

本株式譲渡契約の内容の概要は別紙のとおりであります。なお、概要の作成に際しては、一般的な条項の記載及び一部の別紙を省略したほか、全体の趣旨を損なわない範囲で細部を調整しております。

当社は、本株式譲渡契約に定められる各前提条件が充足されること等を条件として、2026年7月16日をもって、当社が保有するスターミュージックの株式の全部を、SBIホールディングスへ譲渡いたします。本株式譲渡については、会社法第467条第1項第2号の2に従い、当社の株主総会の特別決議の承認が必要となるため、本臨時株主総会において承認を得られることが本株式譲渡実行の前提条件とされております。

なお、本株式譲渡により当社が受け取る対価については、下記「(3) 本株式譲渡契約により当社が受け取る対価の算定の相当性に関する事項の概要」をご参照ください。

(3) 本株式譲渡契約により当社が受け取る対価の算定の相当性に関する事項の概要

当社は、本株式譲渡契約に従い、当社が保有するスターミュージックの株式の全部を、SBIホールディングスに対して921百万円（以下「本株式譲渡価額」といいます。）で譲渡いたします。

本株式譲渡価額の決定に際しては、当社及びスターミュージック並びにSBIホールディングスと利害関係のない第三者機関であるブリッジコンサルティンググループ株式会社（所在地：東京都港区虎ノ門4-1-40）に株価算定を依頼いたしました。ブリッジコンサルティンググループ株式会社は当該算定にあたってDCF方式を採用し、当社が保有するスターミュージックの株式の算定価額として、DCF方式を採用した場合768百万円～1,064百万円が示されております。

当社は、当該算定結果及びスターミュージックの事業、財務状況並びに今後の見通しを勘案の上、SBIホールディングスとの間で交渉をした結果、本株式譲渡価額にて合意に至っており、本株式譲渡価額は相当であると判断しております。

(4) 譲渡する子会社の概要

(1) 名称	株式会社スターミュージック・エンタテインメント			
(2) 所在地	東京都渋谷区神南一丁目12番16号アジアビル4F			
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 渡邊 祐平			
(4) 事業内容	音楽事業、ソーシャルメディアマーケティング事業			
(5) 資本金	31百万円			
(6) 設立年月日	2011年4月1日			
(7) 大株主及び持株比率	株式会社Ridge-i (66.98%) 渡邊 祐平 (33.02%)			
(8) 当社と当該会社との間の関係	資本関係	当社は当該会社の株式を66.98%保有しております。		
	人的関係	当社の取締役、監査等委員及び執行役員が、同社の取締役及び監査役を兼務しております。		
	取引関係	該当事項はありません。		
(9) 当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態				
	決算期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
純資産		605百万円	761百万円	827百万円
総資産		1,081百万円	1,067百万円	1,108百万円
1株当たり純資産		605.31円	718.65円	780.69円
売上高		1,898百万円	1,966百万円	1,719百万円
営業利益		133百万円	186百万円	88百万円
経常利益		149百万円	209百万円	93百万円
当期純利益		110百万円	114百万円	65百万円

1株当たり当期純利益	110.63円	107.98円	62.04円
1株当たり配当金	-円	-円	-円

(注) 財務数値は未監査です。

(5) 株式譲渡の相手先の概要

(1) 名称	SBIホールディングス株式会社
(2) 所在地	東京都港区六本木一丁目6番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼社長 北尾 吉孝
(4) 事業内容	株式等の保有を通じた企業グループの統括・運営等
(5) 資本金	238,019百万円 (2026年3月31日現在)
(6) 設立年月日	1999年7月8日
(7) 純資産	2,413,363百万円 (2026年3月31日現在)
(8) 総資産	38,290,797百万円 (2026年3月31日現在)
(9) 大株主及び持株比率	<p>日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 14.72%</p> <p>株式会社三井住友フィナンシャルグループ 8.91%</p> <p>株式会社日本カストディ銀行 (信託口) 6.88%</p> <p>ステート ストリート バンク アンド トラストカンパニー 505001 2.50%</p> <p>ザ バンク オブ ニューヨーク メロン 140042 2.28%</p> <p>ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティー 505234 1.79%</p> <p>北尾 吉孝 1.43%</p> <p>ステート ストリート バンク アンド トラストカンパニー 505223 1.32%</p> <p>%</p> <p>ジェーピー モルガン チェース バンク 385781 1.28%</p> <p>ザ バンク オブ ニューヨーク メロン 140051 1.26%</p>

(10) 上場会社と 当該会社の関係	資本関係	当社株式を22.69%保有しております。
	人的関係	当該会社の執行役員が当社の取締役を兼務しております。
	取引関係	当社と当該会社との間には、AI関連プロジェクトに関する取引関係があります。
	関連当事者への 該当状況	該当事項はありません。

株式譲渡契約書

株式会社Ridge-i（以下「売主」という。）及びSBIホールディングス株式会社（以下「買主」という。）は、売主の保有する株式会社スターミュージック・エンタテインメント（東京都渋谷区神南一丁目12番16号アジアビル4F、以下「対象会社」という。）の株式を売主が買主に対して譲渡することに関し、以下のとおり株式譲渡契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1章 定義

第1条（定義）

本契約において、以下の各用語は、次の定義に従い使用されるものとする。

- (1) 「アドバイザー」とは、弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、フィナンシャルアドバイザーその他の外部の専門家をいう。
- (2) 「株式等」とは、株式（普通株式、種類株式を問わず、又、自己株式を含む。）、新株予約権、新株予約権付社債又はその他対象会社の株式を取得できる権利をいう。
- (3) 「クレーム等」とは、クレーム、異議、不服及び苦情を総称していう。
- (4) 「契約等」とは、契約、取り決めその他の合意（書面によるか、口頭によるかを問わない。）を総称していう。
- (5) 「親会社」、「子会社」、「関連会社」及び「関係会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条に定義されるところによるものをいう。
- (6) 「債務不履行事由等」とは、契約等に係る解除・解約・取消し・終了事由、期限の利益喪失事由若しくは債務不履行事由、又は、通知、時間の経過若しくはその双方によりこれらの事由に該当することとなる事由を総称していう。
- (7) 「司法・行政機関等」とは、裁判所、仲裁人、仲裁機関、監督官庁その他の司法機関・行政機関及び自主規制機関を総称していう。
- (8) 「司法・行政機関等の判断」とは、司法・行政機関等の判決、決定、命令、裁判上の和解、免許、許可、認可、通達、行政指導その他の判断を総称していう。

- (9) 「訴訟等」とは、訴訟、仲裁、調停、仮差押、差押、保全処分、保全差押、滞納処分、強制執行、仮処分、その他裁判上又は行政上の手続を総称していう。
- (10) (意図的に削除)
- (11) 「倒産手続等」とは、破産手続、再生手続、更生手続、特別清算手続その他これらに類する国内外の法的倒産手続又は事業再生ADR、特定調停その他私的整理手続を総称していう。
- (12) 「特別利害関係者」とは、企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第31号イに定義されるところによるものをいう。
- (13) 「反社会的勢力」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。
- ① 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（暴力団の構成員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - ④ 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）
 - ⑤ 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
 - ⑥ 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
 - ⑦ 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
 - ⑧ 特殊知能暴力集団等（上記①乃至⑤に掲げる者以外の暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
 - ⑨ その他上記①乃至⑧に準ずる者

(14)「法令等」とは、法律、政令、通達、規則、命令、条例、ガイドラインその他の規制を総称していう。

(15)「本契約当事者」とは、売主と買主を総称していう。

第2章 株式の譲渡

第 2 条 (本件株式譲渡)

売主は、買主に対し、本契約の定めるところにより、売主の保有する対象会社の発行済普通株式710,000株（以下「本件株式」という。）を譲渡するものとし、買主はこれを譲り受けるものとする（以下「本件株式譲渡」という。）。

第 3 条 (譲渡価額)

本件株式の譲渡価額（以下「本件株式譲渡価額」という。）は、普通株式1株あたり金1,298円とし、総額金921,580,000円とする。

第 4 条 (クロージング)

1. 買主は、売主に対し、本契約の規定するところに従い、2026年7月15日までに売主から本件株式に係る売主の記名押印済の株主名簿名義書換請求書の交付を受けることを条件として、2026年7月16日（又は、売主及び買主が別途合意して定めた日とし、以下「クロージング日」という。）に、下記の銀行口座への振込送金の方法により、本件株式譲渡価額の全額を支払う。なお、当該振込送金に係る手数料は、買主の負担とする。
2. 本件株式は、前項に定める全ての売主及び買主の行為（以下「クロージング」という。）が完了した時点で、売主から買主に移転する。

第3章 表明保証

第 5 条 (売主の表明及び保証)

売主は、買主に対し、本契約締結日及びクロージング日において、別紙記載の事実が真実かつ正確であることを表明し、保証する。

第5条の2（買主の表明及び保証）

買主は、売主に対し、本契約締結日及びクローリング日において、別紙記載の事実が真実かつ正確であることを表明し、保証する。

第4章 クローリング前の誓約事項

第 6 条 （売主のクローリング前の誓約事項）

1. 売主は、対象会社をして、本契約締結日後クローリング日までの間、善良な管理者の注意をもって、対象会社が本契約締結日以前に行っていたところと実質的に同一かつ通常の業務執行の方法により事業遂行及び財産の管理・運営を行わせるものとする。売主は、対象会社をして、本契約締結日後クローリング日までの間、買主の事前の書面による同意がある場合を除き、以下の行為（本契約において予定されている行為を除く。）を行わせないものとする。
 - (1) 定款、その他の重要な社内規程の制定、変更又は廃止
 - (2) 株式等の発行、処分又は付与
 - (3) 対象会社の株式等を譲渡する場合の承認又は買取人の指定（なお、売主も買取人の指定請求権を行使しないものとする。）
 - (4) 自己株式の買受けその他の一切の取得
 - (5) 資本金の額又は準備金の額の増加又は減少
 - (6) 取締役の選任及び解任。但し、2026年5月18日開催予定の臨時株主総会に基づき行われる取締役の解任及び選任を除く。
 - (7) 株式の分割、株式の併合、自己株式の消却等の株主の地位・権利に影響を及ぼす一切の事項
 - (8) 新規事業の開始、既存事業の縮小又は撤退又は重要な変更
 - (9) 事業所及び支店の開設、変更又は廃止
 - (10) 他社に対する出資又は当該出資に係る株式等の処分
 - (11) 対象会社を債権者、第三者を債務者とする場合の、当該第三者の債務の免除、当該債務の利息の減免又は弁済期の延長
 - (12) 貸付け又は寄付
 - (13) 第三者のためにする債務保証、債務引受若しくは当該第三者の債務の弁済又は、第三者の債務を被担保債権とする第三者のためにする担保提供
 - (14) 借入れ、社債の発行その他の資金調達行為又はこれらに関する条件の変更

- (15)重要な契約等の締結、変更、解約、解除又は終了
 - (16)株主との契約締結、変更、解約、解除又は終了
 - (17)買主を除く特別利害関係者との取引
 - (18)役員報酬（役員の使用人給与及び賞与も含む。）の改定及び決定
 - (19)役員に対する退職慰労金の支払
 - (20)予算、決算の承認、又は剰余金の配当及び、剰余金の処分の承認
 - (21)年間予算計画書の変更及び修正
 - (22)長期事業計画、中期事業計画及び単年度事業計画の決定又は修正
 - (23)組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は事業の全部又は一部の譲渡若しくは譲受
 - (24)解散、清算又は倒産手続等の開始の申立て
 - (25)対象会社の株式上場の予定時期、予定市場、主幹事証券会社及び引受シンジケート団の組成に関する決定及び変更
 - (26)総額1,000万円以上の借入金の弁済その他の金銭の支払
 - (27)重要な資産の取得又は処分（担保権の設定を含む。）
 - (28)対象会社の会計方針の変更
 - (29)第5条に定める売主による表明及び保証の違反を構成する行為
 - (30)その他通常の業務以外の業務執行
2. (1) 売主は、対象会社をして、本契約締結日後クローリング日の前日までに、本件株式譲渡について、対象会社に対して適用される法令等並びに対象会社の定款及びその他の社内規程上、対象会社において必要とされる一切の手続（本件株式譲渡を承認する旨の取締役会決議を含むが、これに限られない。）を適法かつ有効に行わせるものとする。
- (2) 売主は、本契約締結日後クローリング日の前日までに、本件株式譲渡について、第467条第1項第2号の2に基づく株主総会承認決議を得るために、株主総会を開催して議案として上程するとともに、承認可決のために最大限努力する。
3. 売主は、対象会社において、本契約に基づき企図される取引の実行及び完了により生じる株主の異動に伴い、対象会社の締結している対象会社の事業継続上重要な契約に、いわゆるチェンジオブコントロール条項がある場合は、対象会社をして、承諾書を取得する等その対応を完了させ、各契約が従来と同様の条件で継続できる状態であると買主が合理的に判断できる状況に置けるよう最大限努力する。但し、第9項各号に定める契約はこれに含まれないものとする。

4. 売主は、対象会社をして、本契約締結日後クロージング日までの間、売主を除くいかなる第三者との間においても、直接又は間接に、新株発行、新株予約権その他対象会社の株式を新たに取得できる何らかの権利の発行又は付与、対象会社の営む事業又は資産の全部又は一部の譲渡等に関連して、情報提供、勧誘、協議、交渉又は取引の実行を行わせないものとする。
5. 売主は、対象会社をして、本契約締結後クロージング日までに、買主が合理的に要求する法令等の遵守のために必要な行為を行わせるものとする。
6. 売主は、本契約締結日後クロージング日までの間に、対象会社の業績の悪化、簿外債務・偶発債務の発生若しくはそのおそれのある事由の発生、訴訟・紛争・知的財産権に関する問題・労働問題・環境問題・法令等違反の発生若しくはそのおそれのある事由の発生、その他対象会社の事業、資産、負債、財務状態、経営成績、キャッシュフロー又は将来の収益計画に重大な悪影響を及ぼすおそれのある事由又は事象が対象会社に生じたことを知った場合には、直ちに買主に対してその報告をし、又は対象会社をして買主に対して報告させるものとする。
7. 売主は、本契約締結日後クロージング日までの間、対象会社に対し、第5条に定める売主の表明及び保証の内容の真実性及び正確性を阻害する指示を与えないものとし、第5条に定める売主の表明及び保証が重要な点において不正確であったこと若しくはクロージング日において重要な点において不正確であることが判明した場合その他第7条に定める買主の義務の前提条件が充足しないことが判明した場合には、直ちに買主に対してその報告をし、又は対象会社をして買主に対して報告させるものとする。
8. 売主は、対象会社をして、本契約締結日後クロージング日までの間、買主（その役職員、代理人及びアドバイザー等を含む。以下、本項において同じ。）の要求に応じて、買主に対し、対象会社の通常の営業時間内において、対象会社による通常の営業を妨げない態様にて、対象会社の帳簿、書類、記録を閲覧・謄写させ、その事務所その他の設備及び財産を検分させることに応じさせるものとする。また、売主は、対象会社をして、本契約締結日後クロージング日までの間、買主が本項の規定により閲覧・謄写した対象会社の帳簿、書類、記録、又は検分した対象会社の設備、財産につき、買主による閲覧・謄写又は検分の後、その内容等に何らかの変更が生じた場合には、直ちに当該変更を買主に対して通知させるものとする。
9. 売主は、クロージング日までに、別途掲げる契約について、本件株式譲渡の後も当該契約を解除せず、本契約締結日以前における条件と実質的に同じ条件で当該契約に基づく取引を継続することについて、対象会社をして、買主が合理的に満足する内容の書面による承諾を当

該契約の相手方から取得し、又はその他必要な措置を完了するよう最大限努力する。

10. 売主は、クロー징日までに、対象会社をして、登録番号第6667938号、商標「star music entertainment inc.」に係る商標権について、対象会社への移転登録を適法かつ有効に完了させるものとする。

第5章 前提条件

第7条 (払込みの前提条件)

買主の第4条第1項に定める支払義務は、クロー징日までに、以下の全ての条件が充足されることを条件とする。なお、クロー징日までに以下の条件が一部でも満たされていない場合には、買主は、第4条第1項に定める買主の義務の履行を拒否することができるものとするが、買主は、その任意の裁量により、当該買主の義務の履行を選択することもできるものとする。但し、この場合であっても、第9条乃至第9条の3の規定に基づく買主による補償等の請求を妨げない。

- (1) 売主の第5条に規定する事実の表明及び保証並びに、本契約締結に関して対象会社及び売主が交付した書面及び提供した情報が、本契約締結日及びクロー징日において真実かつ正確であり、誤解を生じさせないために必要な事実を欠いていないこと。
- (2) 売主が、本契約上の売主の義務を全て適切に遵守及び履行しており、その他本契約上の義務に違反していないこと。
- (3) クロー징を制限又は禁止する旨の司法・行政機関等の判断等がなされていないこと、及び第三者からこれらを求める裁判所への申立てがなされていないこと。
- (4) 第6条第2項の規定に従い、対象会社及び売主において、本契約締結日後クロー징日の前日までに、本件株式譲渡について、対象会社及び売主に対して適用される法令等並びに対象会社の定款及びその他の社内規程上、対象会社において必要とされる一切の手続（本件株式譲渡を承認する旨の取締役会決議を含むが、これに限られない。）が適法かつ有効に行われていること。
- (5) 対象会社が第6条第3項に定める対応を完了していること。
- (6) 対象会社と第三者との間で締結された2022年12月9日付「業務提携契約書」について、本件株式譲渡を理由として解除、解約又はその他の不利益な変更がなされないよう、買主が合理的に満足する内容の書面による承諾の取得その他の措置が完了していること。
- (7) 本件株式譲渡後の対象会社の売上又は事業継続に重要な影響を有する、別紙に掲げる主要な

クリエイター又はクリエイタープロダクションとの間で締結された業務提携契約について、本件株式譲渡を理由として解除、解約又はその他の不利益な変更がなされないよう、当該契約の相手方から買主が合理的に満足する内容の書面による承諾の取得その他の措置が完了していること。

- (8) 登録番号第6667938号、商標「star music entertainment inc.」に係る商標権について、対象会社への移転登録が適法かつ有効に完了していること。
- (9) 本契約締結日以後クロージング日までに、対象会社の経営、財政状態、経営成績、キャッシュフロー、信用状況等に重要な悪影響を及ぼす事態が発生していないこと。
- (10) 対象会社の株価算定に重大な影響を及ぼす事由が発生していないこと。
- (11) 売主がクロージング日の前日までに以下の書面を買主に交付し、又は対象会社をして交付させたこと。
 - ① 本件株式譲渡を承認した対象会社の取締役会議事録の写し（対象会社の代表取締役による原本証明がある写し）、及び本件株式譲渡を承認した売主の株主総会議事録の写し（売主の代表取締役による原本証明がある写し）
 - ② 別紙の様式及び内容による前提条件充足証明書
 - ③ その他買主が商業上合理的に要請する書類

第7条の2（売主のクロージングの前提条件）

売主の第4条第1項に定める本件株式に係る売主の記名押印済の株主名簿名義書換請求書の交付義務は、クロージング日までに、以下の全ての条件が充足されることを条件とする。なお、クロージング日までに以下の条件が一部でも満たされていない場合には、売主は、第4条第1項に定める売主の義務の履行を拒否することができるものとするが、売主は、その任意の裁量により、当該買主の義務の履行を選択することもできるものとする。但し、この場合であっても、第9条乃至第9条の3の規定に基づく売主による補償等の請求を妨げない。

- (1) 買主の第5条の2に規定する事実の表明及び保証並びに、本契約締結に関して買主が交付した書面及び提供した情報が、本契約締結日及びクロージング日において真実かつ正確であり、誤解を生じさせないために必要な事実を欠いていないこと。
- (2) 買主が、本契約上の売主の義務を全て適切に遵守及び履行しており、その他本契約上の義務に違反していないこと。
- (3) クロージングを制限又は禁止する旨の司法・行政機関等の判断等がなされていないこと、及び第三者からこれらを求める裁判所への申立てがなされていないこと。

- (4) 売主において、クロージング日の前日までに、会社法第467条第1項第2号の2に基づき、本件株式譲渡を承認する旨の株主総会決議が得られたこと。

第6章 クロージング後の誓約事項

第 8 条 (売主のクロージング後の誓約事項)

売主は、クロージング以降、クロージング後2年を経過する日までの間、自ら又は第三者を通じて、対象会社の役員又は従業員に対し、対象会社から離職又は転職するよう勧誘し、又はその他何らの働きかけも行ってはならない。

第7章 補償等

第 9 条 (補償等)

1. 売主は、本契約に違反した場合には、第12条の規定に基づく本契約の解除の有無にかかわらず、これに起因又は関連して買主が被る一切の損害、損失及び費用（合理的な範囲の弁護士報酬及び費用も含む。以下「損害等」という。）を賠償、補償又は補填（以下「補償等」という。）する。但し、補償等する損害等の累計額は、本件株式譲渡価額の75%を上限とする。
2. 売主は、第5条において売主が行った表明及び保証が、売主の責に帰すべき事由の有無にかかわらず、正確でなかった又は真実でなかったことにより買主に損害等が生じた場合には、これらを補償等する。この場合、クロージング後に生じた損害等であっても、その原因が売主の表明保証違反に起因するときは、売主は本項に定める責任を負うものとする。但し、補償等する損害等の累計額は、本件株式譲渡価額の75%を上限とする。
3. 第1項又は第2項に規定する各違反により、対象会社に損害等が生じた場合には、当該損害等の額相当分に買主の持分比率を乗じた額を、買主に生じた損害等とみなすものとする。なお、「持分比率」とは、発行済みの対象会社の株式等の数の合計数に占める、本件株式譲渡に基づき買主の保有する対象会社の株式等の合計数の割合をいい、株式等のうち潜在株式（新株予約権、新株予約権付社債その他株式への転換、株式との交換、株式の取得が可能となる証券又は権利を意味する。）の数は、潜在株式の目的となる対象会社の株式の数を意味するものとして計算されるものとする。
4. 買主は、本契約に違反した場合には、第12条の規定に基づく本契約の解除の有無にかかわ

らず、これに起因又は関連して売主が被る一切の損害等を補償等する。但し、補償等する損害等の累計額は、本件株式譲渡価額の75%を上限とする。

5. 買主は、第5条の2において買主が行った表明及び保証が、買主の責に帰すべき事由の有無にかかわらず、正確でなかった又は真実でなかったことにより売主に損害等が生じた場合には、これらを補償等する。この場合、クロージング後に生じた損害等であっても、その原因が買主の表明保証違反に起因するときは、買主は本項に定める責任を負うものとする。但し、補償等する損害等の累計額は、本件株式譲渡価額の75%を上限とする。
6. 本条に基づく損害等の補償等の請求は、クロージング日から満1年間が経過する日までに、相手方に書面により通知した場合に限り行うことができる。

第9条の2（特別補償）

前条の定めにかかわらず、また、売主の帰責事由及び買主の認識の有無にかかわらず、売主は、以下の各号に定める事項に起因又は関連して買主が被った損害等について、買主に対して補償等する。なお、以下に定める事項に起因又は関連して対象会社が被った損害等は、当該損害等の額相当分に買主の持分比率を乗じた額を、買主に生じた損害等とみなすものとする。但し、補償等する損害等の累計額は、本件株式譲渡価額の75%を上限とする（なお、売主が、買主に対し、第9条に基づき損害等を補償等した場合には、当該補償等した損害等と合算して算定する。）。また、本条に基づく請求は、第1号についてはクロージング日から満1年間が経過する日までに、第2号についてはクロージング日から満2年間が経過する日までに、第3号についてはクロージング日から満6ヶ月が経過する日までに、買主から売主に対して書面により通知した場合に限り行うことができる。

- (1) 対象会社における個人情報の保護に関する法律及びその関連ガイドラインへのクロージング日以前の違反であることが客観的に明白である場合に、当該違反に起因又は関連して、対象会社又は買主に生じた損害等
- (2) クロージング日以前の対象会社の雇用管理に起因する、未払賃金、割増賃金、社会保険料、労働保険料その他労働関係法令への違反に起因又は関連して、対象会社又は買主に生じた損害等
- (3) 別紙6.9.2に掲げる契約であって第6条第9項に基づく承諾が得られた契約のうちのいずれかが、当該契約の契約期間満了日までの間に、途中で終了（期間中に合意解約、契約違反等による解除した場合をいう。但し、当該終了が買主の責に帰すべき事由による場合を除く。）した場合であって、当該終了が取引通念上背信的行為であると認められる客観的か

つ合理的理由がある場合には、これと相当因果関係のある範囲内の買主に生じた損害等

第9条の3（補償等の取扱い）

前二条の定めに基づく補償等は、本件株式譲渡価額の調整として行われるものとする。

第8章 一般条項

第 10 条（デュー・ディリジェンス）

（意図的に削除）

第 11 条（解除）

1. 買主は、クロー징が完了するまでに以下の事項が発生した場合に限り、売主に対する書面による通知により、本契約を解除することができる。
 - (1) 対象会社につき、倒産手続等の申立てがなされた場合
 - (2) 売主につき、破産手続若しくは民事再生手続の申立てがなされた場合、又は死亡した場合（失踪宣告の場合を含む。）
 - (3) 対象会社が、合併、会社分割、株式交換、株式移転、事業の一部又は全部の譲渡及び譲受を行おうとし、又は行った場合
 - (4) 対象会社又は売主が、仮差押え、仮処分、強制執行、競売申立て若しくは租税滞納処分による差押えを受けた場合
 - (5) 対象会社が、営業の変更、停止又は廃業を行った場合
 - (6) 対象会社又は売主が、手形若しくは小切手につき、不渡処分を受けた場合
 - (7) 対象会社が、第三者に対して、対象会社の株式等、新株予約権又は新株予約権付社債を発行し、又は、本件株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の譲渡につき承認を与え、又は与えようとした場合。但し、本件株式譲渡に関する承認を除く。
 - (8) 対象会社又は売主の事業、資産、財政状態又は損益の状況に重大な悪影響を及ぼすあるいは及ぼすおそれのある事象が発生した場合
 - (9) 対象会社又は売主において、買主の信用を著しく害する事由が生じた場合
 - (10) 売主及び買主間で別途合意している場合を除き、クロー징が2026年7月31日までに行われない場合

- (11)その他、売主が本契約上の義務又は表明及び保証に違反した場合
2. 売主は、クロージング日までに以下の事項が発生した場合に限り、買主に対する書面による通知により、本契約を解除することができる。
 - (1)買主につき、破産手続又は民事再生手続の申立てがなされた場合
 - (2)買主が、仮差押え、仮処分、強制執行、競売申立て又は租税滞納処分による差押えを受けた場合
 - (3)買主が、手形又は小切手につき、不渡処分を受けた場合
 - (4)買主の事業、資産、財政状態又は損益の状況に重大な悪影響を及ぼすあるいは及ぼすおそれのある事象が発生した場合
 - (5)買主において、売主の信用を著しく害する事由が生じた場合
 - (6)売主及び買主間で別途合意している場合を除き、クロージングが2026年7月31日までに行われない場合
 - (7)その他、買主が本契約上の義務又は表明及び保証に違反した場合
 3. クロージング完了後は、理由の如何を問わず、売主及び買主は、本契約を解除することができないものとする。
 4. 第1項に基づく解除権の行使は、当事者による相手方への損害賠償の請求を妨げない。

第 12 条 (契約の終了)

1. 本契約は、以下に定めるときに終了するものとする。
 - (1) 売主及び買主が本契約を終了することに合意したとき
 - (2) 前条に基づき本契約が解除されたとき
2. 本契約の終了前に本契約に基づき発生した権利及び義務は、その終了により影響を受けないものとする。
3. 本契約が終了した場合であっても第9条 (補償等)、第13条 (秘密保持)、第15条 (契約上の地位の移転)、第22条 (準拠法) 及び第23条 (管轄裁判所) の規定は引き続き効力を有する。但し、第13条 (秘密保持) の規定は、本契約終了後5年間に限り効力を有するものとする。

第 13 条 (秘密保持)

1. 売主及び買主は、本契約に関する交渉の存在、経緯及び内容、本契約の存在及び内容、その他本契約の交渉、締結又は履行に関連して相手方から開示を受けた本契約の当事者又は対象

会社に関する情報（以下「秘密情報」という。）を本契約の目的にのみ用いるものとし、相手方の事前の書面による同意なく第三者に開示又は漏洩しない。

2. 前項の規定にかかわらず、以下の各号に記載する情報については秘密情報には含まれない。
 - (1) 情報受領時において既に公知となっている情報
 - (2) 情報受領時以降、情報受領者の責めによらずに公知となった情報
 - (3) 自らが秘密保持義務を負うことなく第三者より適法に取得した情報
 - (4) 自らが相手方から開示される以前から適法に所有していた情報
 - (5) 秘密情報とは無関係に自らが独自にかつ適法に取得した情報
3. 以下の各号の場合には、第1項は適用されない。
 - (1) 各当事者が適用法令又は規則に従い必要最小限度においてかかる情報の開示を行う場合（監督官庁、裁判所、金融商品取引所等の公的機関に対して行う回答、報告、届出、申請等を含むが、これらに限られない。）。なお、かかる開示を行う場合には、当該当事者は当該開示前に（但し、事前開示が不可能な場合に限り、開示後速やかに）、相手方に通知しなければならない。
 - (2) 売主及び買主が各々、自己の責任において自己の役職員及びアドバイザーに対してかかる情報を開示する場合。但し、本条と同様の秘密保持義務を法律上又は契約上負うことを条件とする。
 - (3) 買主が、自己の責任において、買主の子会社若しくは関連会社（株式会社SBI証券、SBIインベストメント株式会社、SBI新生グロースキャピタル株式会社及びSBIネオメディアホールディングス株式会社を含むが、これらに限られない。）並びにそれらが運営管理する投資事業を目的とする組合又はファンドの出資者の役員及び従業員に対してかかる情報を開示する場合。但し、当該開示先が本条と同様の秘密保持義務を法律上又は契約上負うことを条件とする。
 - (4) 売主が、自己の責任において、売主の親会社に対してかかる情報を開示する場合。但し、当該開示先が本条と同様の秘密保持義務を法律上又は契約上負うことを条件とする。
4. 第1項の規定にかかわらず、クロー징後は、買主は、対象会社に関する秘密情報について、第1項の義務を負わないものとする。

第 14 条（公表）

1. 本件株式譲渡に関して対外的な公表を行う場合には、公表内容・公表時期及び公表の方法

について、本契約当事者の間で協議の上、合意するところに従い、これを行う。但し、法令等又は証券取引所の規則に基づき公表が義務づけられる場合は、この限りではない。

2. 売主は、買主の事前の承諾を得ることなく、対象会社をして本件株式譲渡に関して対外的な公表を行わせないものとする。

第 15 条 (契約上の地位の移転)

本契約当事者は、相手方の事前の書面による同意なくして、本契約上の地位及び権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡、担保設定その他一切の処分をしてはならず、また、第三者に承継させてはならない。但し、買主が本件株式の全部又はその一部を譲渡する場合、買主は、買主の本契約上の地位も当該譲渡の相手方に移転させることができるものとし、売主は、かかる本契約上の地位の移転につき、正当な理由がない限り、これを承諾するものとする。

第 16 条 (通知)

1. 本契約に別段の定めがある場合を除き、又は、本契約当事者が別途合意しない限り、本契約に基づく通知、書面の送付及び情報の提供は、別紙16.1記載の住所又は連絡先に宛てた書面によりこれを行う。なお、本契約当事者は、他の当事者に通知することにより、別紙16.1記載の住所又は連絡先を変更することができる。
2. 本契約当事者が前項に基づき住所又は連絡先の変更通知を怠ったことにより、当該通知が不到達であった場合といえども、他の当事者が別紙16.1記載の住所又は連絡先に通知をした場合、当該通知は到達したものとみなされるものとする。

第 17 条 (他の契約の制限等)

1. 売主は、買主以外の第三者との間で、本契約のいずれかの条項の履行を妨げる契約の締結又は合意をしてはならないものとする。
2. 売主は、買主以外の第三者との間で、本契約の内容よりも当該第三者に有利な条件を規定する本契約と同一又は類似の目的を有する契約を締結する場合には、本契約の規定にかかわらず、その有利な条件を同様に買主に与えたものとみなされるものとする。

第 18 条 (費用の負担)

本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約当事者はそれぞれ、本契約の交渉、作成、署名押印及び義務の履行に関連して自己が被った全ての費用（弁護士、公認会計士等の第三者に対す

る報酬及び費用を含む。)を各自負担する。但し、相手方の債務不履行を原因とする損害の賠償、補償等を求める場合の費用についてはこの限りではない。

第 19 条 (完全合意)

本契約は、本件株式譲渡を含むその主題事項に関する本契約当事者間の完全な合意を構成するものであり、かかる主題事項に関する従前のいかなる契約、合意、約束及び約定（書面であると口頭であるとを問わない。）も、無効とする。

第 20 条 (変更・修正)

本契約は、本契約当事者の事前の書面による合意なくして変更又は修正され得ないものとする。

第 21 条 (分離可能性)

本契約のいずれかの条項が無効又は違法となったときは、その無効又は違法は、いかなる意味でも本契約の他の条項に影響せず、有効性を損なわず、無効としないものとし、本契約の他の条項は全て全面的に有効性を維持するものとする。

第 22 条 (準拠法)

本契約並びに本契約に基づき又はこれに関連して生じる本契約当事者の一切の権利及び義務は、日本国の法律に準拠し、それに従い解釈される。

第 23 条 (管轄裁判所)

本契約並びに本契約に基づき又はこれに関連して生じる本契約当事者の一切の権利及び義務に関する訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 24 条 (誠実協議)

本契約当事者は、本契約の条項について疑義が生じた場合又は本契約に定めのない事項については、誠実に協議し、その解決に努めるものとする。

以上

